日本スポーツ振興センター災害共済給付 申請のお知らせ

各務原市教育委員会 各務原市立桜丘中学校長

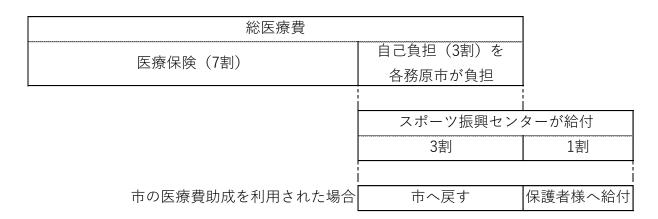
お子様が学校管理下でけがをされました。つきましては日本スポーツ振興センター災害給付制度に従い医療費の給付にかかる申請を行いますのでご確認ください。

【①~③の書類をお渡しします。すべてそろいましたら、学校へ提出してください】

- ①「医療等の状況」
 - 医療機関(病院・接骨院)の受付に提出し、記入していただいてください。(その場で書いていただけない場合もあります。)保護者様の記入欄はありません。
- ②「調剤報酬明細書」 調剤薬局で薬が出された場合は、薬局に提出し、記入していただいてください。(その場で書いていただけない場合もあります。)保護者様の記入欄はありません。
- ③「日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求に関する調査書」 保護者様がご記入ください。

【給付について】

- ・各務原市の医療費助成(こども医療等)を利用され、医療機関・薬局でのお支払いが無料の場合でも保険診療の総医療費の3割に、1割を加算した額をスポーツ振興センターから給付されます。各務原市が負担した総医療費の3割は市へ戻入れ、1割を保護者様へ給付します。 医療費助成を利用されなかった場合は、総医療費の4割分を保護者様へ給付します。
- 高額療養費対象の場合は、自己負担額に、総医療費の1割を加算した額が振興センターより 給付されます。各務原市の医療費助成を利用された場合は、自己負担分は市が負担しますの で市へ戻入れ、1割を保護者様へ給付します。



- ◎初診から治ゆまでの点数が500点以上(接骨院は5,000円)の場合が対象です。
- ◎治療が長期にわたる場合は学校に「医療等の状況」などの用紙を請求してください。
- ◎各務原市の医療費助成については裏面をご確認ください。

各務原市の医療費助成制度

市では、お子様の入院・外来分の医療費の助成を行っています。

- ① <u>岐阜県内</u>の医療機関で診療を受けた場合は、医療機関窓口にて「健康保険証」と「福祉医療受給者証」を提示することにより保険診療分を助成します。 (無料になります。)
- ② <u>岐阜県以外</u>の医療機関で診療を受けた場合は、医療機関窓口にて自己負担分を支払い、 後日、市役所医療保険課等へ申請することにより、保険内診療分を助成します。 (無料になります。)
 - ※ 助成の対象範囲など、医療費助成制度のお問い合わせは、市役所医療保険課 Tel383-1128へお尋ねください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求に関する調査書

今回の学校管理下で生じた傷病の治療にかかわる医療費助成について、A~D の質問の、該当する番号にOを記入してください。

A.	今回の災害で発生した傷病の診察は、岐阜県内の医療機関へ行きましたか?
	 はい →Bの質問にお答えください。 いいえ →CとDの質問にお答えください。 岐阜県内と岐阜県外の、両方の医療機関へ行きました。 →BとCの質問にお答えください。
B.	岐阜県内の医療機関窓口で提示した「福祉医療費受給者証」の種類に、〇を記入してください。 「福祉医療費受給者証」とは、岐阜県内の医療機関(病院・接骨院)の窓口で、健康保険証とともに 提示することで、保険内診療分が助成される(無料になる)、各務原市が交付したカードです。
	1. こども 2. 母子 3. 父子 4. 重度障がい者医療
C.	岐阜県外の医療機関では、窓口で医療費を支払いますが、後日、市役所や市民サービスセンターで申請することで、保険診療分の助成を受けることができます。市役所等へ助成を申請しますか?
	 申請します。(または、申請しました。) →D の質問にお答えください。 申請しません。
D.	市役所等で申請をする際、窓口で提示する「福祉医療費受給者証」の種類に〇を記入してください。
	1. こども 2. 母子 3. 父子 4. 重度障がい者医療
令	和 年 月 日 <u>年 組 児童生徒氏名</u>
	保護者氏名